

第7回防火管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年2月21日(水)13:30～16:30

2. 開催場所：日本電気協会 4階C会議室

3. 出席者(順不同、敬称略)

出席委員：小暮主査(東京電力), 沢田(北陸電力), 増田(四国電力), 佐野(日本原子力発電), 平澤(原子力安全基盤機構), 鈴木(電源開発), 井川(中部電力), 藤原(関西電力) (8名)

代理出席：亀川(九州電力・藤井), 田中(中国電力・森脇) (2名)

欠席委員：卜部(北海道電力), 鶴田(総務省・消防庁), 阿部(東北電力) (3名)

事務局：大東(日本電気協会) (1名)

4. 配付資料

資料7-1 防火管理検討会 委員名簿

資料7-2 第6回防火管理検討会 議事録(案)

資料7-3-1 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第3章)

資料7-3-2 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第7章)

資料7-3-3 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第6章)

資料7-3-4 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第8章)

資料7-3-5 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第9章)

資料7-3-6 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第10章)

資料7-3-7 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第11章)

資料7-3-8 火災防護管理指針比較表(第4章)

資料7-4 原子力規格委員会 運転・保守分科会 平成19年度活動計画(案)

参考資料1 第10回運転・保守分科会議事録(案)

参考資料2 第23回原子力規格委員会議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数確認

本検討会委員総数13名に対して代理者を含めた本日の委員出席者数は10名で、規約上の決議条件の「委員総数の2/3以上の出席」を満たしていることが確認された。

(2) 代理出席者の承認

事務局より、上記の代理出席者が紹介され、小暮主査より代理出席者の会議参加が承認された。

(3) 前回検討会議事録(案)の承認

事務局より、資料7-2に基づき、前回検討会の議事録(案)が紹介され、本内容について承認された。

(4) 第10回運転・保守分科会議事録(案)および第23回原子力規格委員会議事録(案)の紹

介

事務局より、参考資料1,2に基づき、第10回運転・保守分科会議事録(案)および第23回原子力規格委員会議事録(案)が紹介された。

分科会で議論となった行政庁によるエンドースについて、平澤委員より、以下のように紹介された。

NISA 内で、こういった手法でエンドースするのか議論を行っている。実用炉則に保安規定があるが、そこには火災という用語は入っていない。JNES はそこに火災防護に関する一文を加えて JEAC をエンドースするのがよいと考えていたが、NISA は、現状の実用炉規則第16条「保安規定」十七項「その他原子炉施設に係る保安に関し必要な事項」があるので、そこから JEAC を呼び込んで NISA 文書を出してエンドースするか、規制側の要求事項だけを JEAC から抽出して、それを NISA 文書として出す案もあるのではないかという議論を行っている。まだ流動的な状況である。

(5) 火災防護管理指針(仮称)素案の検討

各章担当委員より資料7-3-1~8に基づき、火災防護管理指針の第3章、第4章及び第6章~第11章について説明があった。今回議論された内容を踏まえて修文を行い、更に検討して行くこととなった。

主なコメントは以下のとおり。

(第3章関連)

a.本文中に防火管理統括者の記載があるが、解説図3-1には記載がないのでわかりにくいのではないか。

解説図3-1の原子力防災管理者の脇に、防災管理統括者を追記する。

(第7章関連)

b.解説7-7の(3)化学防護服は、使うことはほとんどなく発電所に備えられていないため、削除とする。

c.7.3.2(2)の「安全上重要なプラント区域における可燃物の保管を禁止するか、・・・」「可燃物の保管を制限する。」とする。

(第6章関連)

d.解説6-2は、中部変更案をベースとして、「原子力発電所の火災においては・・・」とする。

e.第6章の中で用語の不整合があるため、6.(1)の「従業員以外の関連会社社員」「協力会社社員」、6.(2)の「共同訓練」「合同訓練」とする。また、解説6-2を「外部消防機関との合同訓練」の並びに記載する。

(第8章関連)

f.8.1.4規制当局への連絡は、事故・故障対応として炉規則に基づき適切に対応されるものの、基本的な対応として記載することとする。

g.解説8-3は、関連法規の内容であり、もう少し柔軟な表現に見直しを検討する。

h.解説8-1(m)「消防隊が使用可能な測定機器」は、事業者側の事柄ではないので削除とする。

(第9章関連)

特にコメントなし。

(第 1 0 章 関 連)

i . 10.1(3)は,設備復旧が指すものが曖昧なため,「設備復旧に向けて火災防護設備の整備を行い」「火災防護設備の復旧・整備を行い」とする。

(第 1 1 章 関 連)

j . 火災のみに特化した広報活動を記載するのは困難であり,火災時は緊急時の広報活動として対応可能であるため,解説 11-1 は削除とする。

k . 11.2 のまとめ方は,(1)放射線,(2)排水の括りを外して,2つ目の文章を「放射線管理区域の消火作業中に放出した水は,液体廃棄物処理系で処理されることを確認する」という趣旨で表現の見直しを行う。

(第 4 章 関 連)

l . 4.2の「事前の協定に従い定期的に」は実態に合わせて,「適宜」とする。

m . 解説 4-2は,「原子炉施設等における消防活動対策マニュアル」(H13.3)(総務省消防庁)の項目と合わせてはどうか。

上記マニュアルは消防がやるべきことが記載されているものなので,項目は現状通りとする。

n . 中部電力殿に上記コメントの意図を確認してもらう。

o . 各社は地域と結んでいる協定の項目と過不足があるか,確認する。

(6) 平成 19 年度 活動 計画 (案) の 審 議

小暮主査より,資料 7-4 に基づき,平成 19 年度 活動 計画 (案) について説明があり,審議の結果,次回の運転・保守分科会に諮ることが了承された。

(7) その他

a . 各章の担当者は,今までの検討会でのコメントを反映して,事務局へ更新版を送付することとなった。事務局にて,そのデータを集約して各委員に送付して,各委員は次回検討会までに集約された更新版へのコメントを事務局へ送付することとなった。

b . 次回検討会開催は,3月20日(火)午後の予定。

以 上